

(様式1)
 審査基準 (申請に対する処分関係)

(新設)

	担当課	河川課	検索番号
法令名	特定都市河川浸水被害対策法	根拠条項	第11条第1項
許認可等	雨水貯留浸透施設整備計画の認定		
<p>(根拠規定)</p> <p>第11条第1項 特定都市河川流域において雨水貯留浸透施設の設置及び管理をしようとする者(地方公共団体を除く。)は、国土交通省令で定めるところにより、当該雨水貯留浸透施設の設置及び管理に関する計画(以下「雨水貯留浸透施設整備計画」という。)を作成し、当該雨水貯留浸透施設を設置しようとする都道府県(当該雨水貯留浸透施設を指定都市又は地方自治法第252条の22第1項の中核市(以下「指定都市等」という。)の区域内に設置しようとする場合にあっては、当該指定都市等)の長(以下この節において「都道府県知事等」という。)の認定を申請することができる。</p> <p>(許認可等の基準)</p> <p>【特定都市河川浸水被害対策法】</p> <p>第12条 都道府県知事等は、前条第一項の認定の申請があった場合において、当該申請に係る雨水貯留浸透施設整備計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 雨水貯留浸透施設の規模が国土交通省令で定める規模以上であること。 二 雨水貯留浸透施設の構造及び設備が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。 三 資金計画が当該雨水貯留浸透施設の設置を確実に遂行するため適切なものであること。 四 雨水貯留浸透施設の管理の方法が国土交通省令で定める基準に適合するものであること。 五 雨水貯留浸透施設の管理の期間が国土交通省令で定める期間以上であること。 <p>【特定都市河川浸水被害対策法施行規則】</p> <p>第8条 法第12条第1項第1号の国土交通省令で定める規模は、総貯留量から雨水浸透阻害行為(法第30条に規定する雨水浸透阻害行為をいう。以下同じ。)の対策工事により確保すべき貯留量を除いた貯留量(以下この条において「特定貯留量」という。)が30立方メートルのものとす。ただし、その地方の浸水被害(法第2条第3項に規定する浸水被害をいう。以下この条及び第十一条において同じ。)の発生の状況又は自然的、社会的条件の特殊性を勘案し、当該特定都市河川流域における浸水被害の発生の防止を図るため特に必要があると認める場合においては、都道府県知事等は、規則で、区域を限り、0.1方メートル以上30立方メートル未満の範囲内で、その規模に係る特定貯留量を別に定めることができる。</p> <p>第9条 法第12条第1項第2号の国土交通省令で定める構造及び設備の基準は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 堅固で耐久力を有する構造であること。 二 雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を維持するために必要な排水設備その他の設備を備えたものであること。 <p>第10条 法第12条第1項第4号の国土交通省令で定める管理の方法の基準は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 雨水貯留浸透施設が有する雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を維持するための点検が、適切な頻度で、目視その他適切な方法により行われるものであること。 			

- 二 前号の点検により雨水貯留浸透施設の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることが明らかとなった場合に、補修その他必要な措置が講じられるものであること。
- 三 雨水貯留浸透施設の修繕が計画的に行われるものであること。

第11条 法第12条第1項第5号の国土交通省令で定める期間は、10年とする。ただし、その地方の浸水被害の発生の状況又は自然的、社会的条件の特殊性を勘案し、当該特定都市河川流域における浸水被害の発生の防止を図るため特に必要があると認める場合においては、都道府県知事等は、10年を超え50年以下の範囲内で、その期間を別に定めることができる。

【特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行（6ヶ月以内施行分）について（令和3年11月1日付け国都安第49号、国都計第96号、国都公景第112号、国水政第82号、国住参建第2016号）】

第一 特定都市河川浸水被害対策法関係

4. 雨水貯留浸透施設整備計画の認定等について（特定都市河川浸水被害対策法第11条から第29条まで関係）

(4) 雨水貯留浸透施設整備計画の認定の基準

特定都市河川法改正により、同法第12条において、当該認定の申請があった場合、都道府県知事等は、当該申請に係る雨水貯留浸透施設整備計画が「雨水貯留浸透施設の規模が国土交通省令で定める規模以上であること」等の基準に適合すると認めるときに、その認定をすることができることと規定されたところである。

雨水貯留浸透施設整備計画の認定に当たっては、流域水害対策計画に定める認定に関する基本的事項や、特定都市河川法施行規則改正による改正後の同規則第8条～第11条に定める基準への適合を踏まえ、雨水貯留浸透施設の規模、構造及び設備、資金計画、管理の方法及び管理の期間が適切であることを確認する。

なお、各戸貯留の促進に当たっては、同規則第8条の規定に基づき、認定基準となる規模を条例により緩和することにより各戸貯留施設のそれぞれを認定の対象とすることや、別途地方公共団体が実施する助成事業等により促進することも考えられる。

なお、雨水貯留浸透施設整備計画に定める雨水貯留浸透施設の設置をすることについて、他の法令による許可又は認可等を要する場合には、それらの申請及び手続の状況についても確認する。

① 雨水貯留浸透施設の規模

雨水貯留浸透施設の貯留量の最低基準として、特定都市河川法施行規則改正による改正後の同規則第8条において雨水浸透阻害行為の対策工事により確保すべき対策量を除いた貯留量が30立方メートルのものとしている。また、当該特定都市河川流域における浸水被害の発生の防止を図るため特に必要があると認める場合においては、都道府県知事等は、当該都道府県等の規則で、区域を限り、当該貯留量について0.1立方メートル以上30立方メートル未満の範囲内で、当該貯留量の下限を別に定めることができることとしており、別に定める場合には、流域水害対策計画に定める「雨水貯留浸透施設整備計画の認定に関する基本的事項」に明示することとしている。施設ごとにこれらの貯留量の最低基準を満たすものとする。

② 雨水貯留浸透施設の構造及び設備

特定都市河川法施行規則改正による改正後の同規則第9条に定める以下の基準に適合するものとする。

(i) 構造

雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる構造であって、かつ、堅固で耐久力を有する構造とする。なお、雨水貯留浸透施設の計画規模を上回る降雨に対しても安全な構造となるよう、必要に応じて余水吐等が設置されていることが望ましい。

(ii) 設備

雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を適切に維持するために必要とな

る排水その他必要となる設備が設けられているものとする。

③ 雨水貯留浸透施設の設置に係る資金計画

当該雨水貯留浸透施設の設置に要する予定額及びその調達計画により、施設の設置が確実に遂行される適切なものであることを確認する。

④ 雨水貯留浸透施設の管理の方法

特定都市河川法施行規則改正による改正後の同規則第 10 条の規定により、当該雨水貯留浸透施設が有する雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能を維持するための適切な点検の方法及び頻度、点検により異状が発見された場合の補修等の対処方法等が定められているとともに、施設の修繕が計画的に行われるものとする。

⑤ 雨水貯留浸透施設の管理の期間

特定都市河川法施行規則改正による改正後の同規則第 11 条の規定により、完成後 10 年以上であることとする。また、当該特定都市河川流域における浸水被害の発生の防止を図るため特に必要があると認める場合においては、都道府県知事等は、10 年を超え 50 年以下の範囲内で、その期間を引き延ばすことができることとしており、別に定める場合には、流域水害対策計画に定める「雨水貯留浸透施設整備計画の認定に関する基本的事項」に明示することとしている。施設ごとにこれらの管理の期間の基準を満たすものとする。